

## 長崎町人の新田開発・「預ヶ銀」と天草石本家

梶嶋，政司  
九州大学附属図書館記録資料館：助教

<https://doi.org/10.15017/1546825>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 57, pp.47-70, 2014-03-31. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門  
バージョン：  
権利関係：

# 長崎町人の新田開発・「預ヶ銀」と天草石本家

梶 嶋 政 司

はじめに

寛政から文化期（一七八九―一八一七）は、貿易都市長崎をめぐって多くの問題が顕在化した時期である。<sup>(1)</sup>とくに寛政二年（一七九〇）の貿易半減令は、長崎町人に大きな影響をあたえたと言われている。

これに関わって木村直樹氏が紹介した法令文言を見てみると、「抑長崎の地の繁花なるは、交易之場を、此地に定らるゝか故なり、（中略）銅山の衰へをも厭はず、長崎一所の為に、日本の宝を費さるゝ、正徳の令にも背き、且は長崎の地永統の為にあらざる（中略）、一己の利欲にのみひかれて、天下の害をなすは、飢えて我肉をくらふにひとし、今又際限を定められ、交易を減せらるゝは、飲食を節して、寿を求むるか如し、此趣わきまへ、土地永久の事おもひはかりて、今度改正さる御制度（以下略）」とあり、これによれば貿易制限を敷くことが長崎の「永統」「永久」のためになると考えられている。

これを長崎町人の立場から見ると、長崎の「永統」「永久」を志向する幕府の貿易制限政策と、「一己の利欲にのみひかれて」も貿易による利益を希求したい長崎町人との間では、利害が相反することが考えられる。貿易都市長崎の「永統」「永久」のため、長崎町人に「飲食を節して、寿を求むるか如し、此趣わきまへ」ることが求めら

れるとき、彼らは自家の「永続」「永久」をどのように模索していこういとするのであろうか。

このように考えたとき、長崎平戸町乙名の石本家（以下、長崎石本家と呼ぶ）が、寛政期より肥後国天草郡御領村の銀主であった石本家（以下、天草石本家と呼ぶ）に対して、「預ケ銀」と呼ばれる銀の貸し付けを継続的におこない、それを元手に天草石本家によって地所の買い付けがなされていた事実は、貿易が主たる経済基盤となっていた長崎町人による地主経営の事例として注目に値する。

本稿は、ここに紹介した長崎石本家による貸付銀とその運用による土地集積の実態を見ていくことを第一の課題とし、その上で長崎町人が土地の集積を指向した理由や背景についても考えていきたい。その際、ほかの長崎町人による新田開発計画などについても検討を加えていくことにしたい。

本研究は石本家文書を用いている<sup>(3)</sup>。肥後国天草郡御領村豪商石本家は、近世前期に長崎平戸町の石本家から分家した由緒をもつ家柄で、寛永頃に天草に百姓として移住、酒屋と質屋業から始まり、貸し付け業や海運・商品売買によって経営を拡大し、田地経営などをひろく行つた<sup>(4)</sup>。寛政から文化期は、天草石本家四代勝之丞、五代勝之丞の時代にあたる。天草石本家にとって、寛政年間から文化年間は経営の最盛期と言われ、文化十一年（一八一四）には長崎に進出、文政元年（一八一八）には長崎松坂屋を開設、同五年には入札株を取得して貿易品を取り扱う商人となっている<sup>(6)</sup>。本稿においても、天草石本家からの視点が必要であることは承知しているが、以下では、先に述べた問題関心にしたがって、長崎町人の視点から話を進めていきたい。

そこで、長崎石本家について見てみよう。長崎石本家については、明治五年に石本幸平がまとめた覚書<sup>(7)</sup>に拠って見ると、先祖は壹岐国豪族とされ、同家は長崎に移住した。寛永十一年（一六三四）以降、平戸町人別帳に名前を見つけることができ、平戸町乙名を勤めた<sup>(8)</sup>。明暦年間（一六五五―一六五七）には石本庄左衛門が豊後岡城主中川家の御用達となっており、中川家との関係は近世後期まで継続する。寛政から文化年間には石本幸四郎、石本庄五郎

の名前がみえる。天草石本家との商取引をみてみると、文化五年に油や米が長崎石本家へ売られている<sup>(10)</sup>。

## 一 杉山一件にみる寛政―文化期の天草石本家と長崎町人

### (一) 長崎町人杉山茂兵衛への貸付銀

天草石本家は、明和年間には、長崎や豊後への銀の貸付を行っており<sup>(11)</sup>、そこに天草石本家と長崎町人の取引関係の端緒を見ることが出来る。本章では、寛政から文化期における天草石本家と長崎町人の関係を杉山一件から具体的に見て行くことにしよう。

次の史料は、文化二年(一八〇五)十二月に長崎石本家の庄五郎と天草石本家の勝之丞の間で取り交わされた、杉山茂兵衛への貸付銀の返済計画である。<sup>(12)</sup> 便宜上、史料にアルファベットと、傍線部に番号を付している。

史料 1

(A) 一先年天草石本杉山茂兵衛方江銀五貫目、其後寛政九巳年五貫目、都合拾貫目之高同年証文相改、入用次第請取之約定ニ而、年々月八朱之利銀、天草表江被相納預ケ銀有之候処、去々亥年今利銀相滞り候ニ付、去九月勝之丞殿渡海有之、元利皆済有之候様取合有之候得共、銀子才覚出来兼、双方共難渋之様子<sup>(4)</sup>有之候間、則当地伊勢屋方銀六貫目此方口入を以致調達遣、巳年預ケ之分一先皆済致、先年五貫目為利銀壹貫目相加へ都合六貫目拾ケ年賦ニ払入、伊勢屋方六貫目払入之儀者、別段当地横瀬方江拾貫目杉山今借用有之、二口ニ而都合拾六貫目分、冬ニ至り天草表今被差向候ハ、出嶋屋敷之儀者絃屋宗八納得無之而者引当ニ難相成、鍛冶屋町家屋敷三ヶ所引当として仮印取之、払入之儀者出嶋家賃銀貳貫目、横山年賦壹貫目、会所并出嶋銀場ニ而直請取、外ニ銀壹貫目手元今持出有之、尤右直請之口年ニ今不足

茂相立候ハ、別段被差足、都合四貫目年々被払入候約定之処、去冬嫌ひ病流行ニ而天草ハ渡海難相成、無抛及延引候処、杉山方当二月ニ至、右引当約定之家屋敷、春割根証文ニ被差出候由及承り候間、同所江茂及取合、夫々役方江掛合差留置、天草表江茂折角掛合候積り之処、二月十四日飛船を以銀子夫々到來、於此方茂調達控帳之通拾六貫目相渡シ、引当之儀一体杉山方取計不速之儀有之候間、是非出嶋屋敷ならてハ不相濟、絃屋宗八江茂致面談、此方望之通引当者請取、払入仕法者別帳之通五百日程相減遣、夫々証文請取、天草表江差向候事

(B)

一右之外ニ此方ハ三貫目、絃屋宗八ハ三貫目、都合六貫目杉山方江貸渡、払入之仕法者前書拾六貫目同様之心得ニ而内談致置、天草表江掛合候処、此方三貫目之分者当七月二日同所飛船を以到来いたし候得共、杉山方些次第有之、右六貫目披談ニ相成候ニ付、先預り置、此節面談之上別紙控之通相渡決算ニ相成候事

(C)

一先年此方江預ケ有之候銀四貫五百目之儀者、当三月杉山方渡銀拾六貫目之内ニ払入、此節先年之証札取返シ候事

(D)

一前條杉山方当七月持出之分及不足、往々天草ハ同所江取引有之候儀、於彼表面倒ニ茂相成候ニ付、此方江引受呉候様被申聞候、左候ハ、年賦六貫目之内壹貫四百八匁引落シ、残四貫五百九拾式匁ニ、仕法之口元利拾七貫四百八匁、都合式拾式貫目ニ致シ、此分当節此方ハ借り受、一先天草表江持越差引決算ニ致、別段金子三百五拾兩彼方備金之内ハ借り請、払入之儀者来寅年ハ亥年迄拾ケ年、壹ケ年金子三拾五兩宛相納、利銀之儀者彼方備金之儀ニ付、其儀不及段被申聞候得共、左候而者於此方不相濟儀ニ付、右銀一條之儀者此方本途勘定二者不組入、年々別段ニ仕立置、右ニ付年々雜用等差引、残此方利分ニ相成候内半高後年ニ至り相納候積り、尤此方江積置候儀茂時之模様ニハ往々右払入見極候ハ、一ケ年三兩

五兩程茂天草表江差遣シ置、相応之地所茂有之候ハ、於彼表相調度、此儀時之模様ニシテ候儀ニ付、只今差極かたく、第一元金三拾五兩之分払入無滞儀專要之事

(E) 一來年杉山方出嶋屋敷被売払、元利・年賦とも皆済払入有之候得者、此方勘弁第一之儀ニ而、品ニシテ天草表江不残払入候節者前條之通別段勘定ニ仕立置候ニ付、帳面持參不拘銀高此方利分不申請、不残相納決算ニ相成候様、此節申談置候事

(F) 一杉山方出嶋屋敷不売払、年々無滞被相納候ハ、無事故、若納方不足有之候而者年々壹貫七百目者出嶋屋敷家賃銀、紅毛来津さへいたし候得者無相違請取候儀ニ付、当年杉山方被相納候三貫目余并來年方同所納過茂有之候分共丈夫成先江貸付置、三拾五兩之高者年々於此方右之銀を以相調候様可致事

(G) 一万余一紅毛船渡絶致候ハ、右帳面并向々貸付有之銀子等相成丈ケ取立、一同天草表江持越、元利決算ニ可致此節相談置、為其此節帳面ニ天草印鑑申請置候間、年々貸付并杉山其外右一件之差引者相留メ置万事漂白ニ相記置候事

(H) 一万余一紅毛船一ケ年二ケ年欠年茂有之候ハ、当地貸付置候外ニ茂、此方ニ而繰合、相成丈ケ三拾五兩之高者可相揃候得共、万一之儀茂有之候ハ、出嶋家賃銀相渡り候上ニ而一同相納可申心得之事

但年々三拾五兩納方之儀者、先十一月十二月之内便宜を以相納可申候、尤繰り合ニシテ不拘候儀者勿論之事

まずは、杉山茂兵衛なる人物について確認しよう。(A)によれば、天草石本家からの借用銀返済の一部に、出嶋家賃銀をあてる計画がたてられていることから、この杉山茂兵衛は、出嶋に屋敷を所持する出嶋町人であったことがわかる。また、楠本美智子氏の研究によれば、安永九年から寛政八年の間に、天草石本家から杉山(井戸屋)へ金や酒、米などが売り込まれ、一方、天草石本家は杉山(井戸屋)から「明樽」、氷砂糖、「清長紙」、線香などを買

表1 杉山一件にみる長崎町人と天草石本の貸借

年月日	事項	備考
	① 天草石本より杉山方へ銀5貫目預ケ銀	
寛政9年	② 天草石本より杉山方へ銀5貫目預ケ銀	
享和3年	③ ①②の利銀(月8朱)滞る	
	④ 長崎石本家が口入して伊勢屋より銀6貫目調達いたし杉山方へ遣わし、ひとまず②を皆済 ⑤ ①に利銀を加えた都合6貫目を10ヶ年賦とする	
文化2年 2月14日	⑥ ④の伊勢屋より調達した銀6貫目と別段横瀬方から借用した10貫の都合16貫目分について、天草石本家より送銀	石本家文書 13467
文化2年 3月	⑦ ⑥の16貫目、長崎石本家より杉山方へ渡す	
文化2年 7月2日	⑧ 長崎石本家より杉山方へ貸した3貫目、絃屋宗八より杉山方へ貸した3貫目の都合6貫目についての払入仕法について天草石本に掛け合った結果、長崎石本家の3貫目分が到来	
文化2年 7月	⑨ ⑦において杉山方へ渡した16貫目の返済のうちに不足が生じる	
	⑩ ⑨の事態では取引が面倒なため、長崎石本が引きうける。⑤の残り4貫592匁と⑦の元利17貫408匁、都合22貫を長崎石本が借り受け、ひとまず天草石本に持って行き差し引きを決算する	
文化2年 12月7日	⑪ 別段金350両を天草石本の備金から長崎石本が借り受ける	石本家文書 18176-2

(典拠) 石本家文書23770「長崎表杉山取替申極書」

う取引があった。<sup>(13)</sup>

杉山家が出嶋町人であり、天草石本家との取引があったことを確認した上で、つぎに天草石本家から杉山家への貸付銀の経過を見ていこう。

表1は一連の貸借の流れをまとめたものである。表の①から⑪は、史料1の傍線部①から⑪に対応している。表1によれば寛政九年(一七九七)以前に天草石本家から杉山家への「預ケ銀」(以下では、杉山側から見た場合は預かり銀と表現する)が存在し、同年にさらに五貫目が預けられ、「預ケ銀」合計一〇貫目となっていることがわかる(表一①、②、以下同)。

「預ケ銀」にたいしては月八朱、すなわち月〇・八%の利銀が杉山家から天草石本家へ支払われるはずであったが、享和三年(一八〇三)の時点でその支払いが滞っている(③)。そこで長崎石本家が斡旋して長崎町人伊勢屋から調達した銀六貫目を杉山へ渡し、これを受け取った杉山は、寛政九年に預かっていた銀五貫目と、その利銀分一

貫目あわせて都合六貫目を天草石本家へ皆済した(④)。

伊勢屋村上家は長崎本博多町に店舗を構え、貿易業と両替業を兼営した長崎町人である。<sup>(14)</sup>ここでは長崎石本家の斡旋によって杉山が伊勢屋より銀の調達をうけているが、伊勢屋村上家は、この時期、天草石本家との間にも何らかの取引関係があったようで、享和三年の大坂和泉屋と天草石本家との取引に際して長崎伊勢屋の為替銀が取り組まれた事例がある。<sup>(15)</sup>文化五年には、天草石本家は伊勢屋から、帯、酒、山帰来、大黃、人參、大村真珠、洗粉、「テリアカ」、氷砂糖、唐線香などを買っている。<sup>(16)</sup>

杉山家の借銀に話を戻そう。長崎石本家の斡旋により伊勢屋の調達銀で寛政九年の預かり銀を皆済できた杉山であったが、①の五貫目の返済は未だなされておらず、これについては利銀を加えた六貫目を十ヶ年賦とする計画をたてている(⑤)。

そして、文化二年(一八〇五)二月十四日には、伊勢屋より調達した六貫目(④)に、特に杉山が横瀬方から借用していた銀十貫目をあわせた、十六貫目について、天草石本から長崎石本家へ送銀がなされており、翌三月に長崎石本家から杉山方へ渡されている(⑥、⑦)。横瀬方からの借用銀十貫目は不詳だが、この時点で杉山家は、新たに十六貫目を天草石本家から借用したことになり、その返済計画がつきに問題となるのである。

## (2) 文化二年二月の十六貫目払入仕法とその実態

新たな銀一六貫目の返済計画を見ていこう。表二は杉山家が策定した返済計画であるが、これによれば、文化二年三月から一ヶ月後の文化三年正月に改をおこない利子の計算をする。以降は、毎年正月毎に計算をおこない、文化七年(一八一〇)には借用銀を完済することになっている。利率〇・八%は前出の借銀(①、②)と同率であった。ここで払入の方法に注目してみよう。払入は、毎年一貫目を「横山年賦銀」、長崎会所々直渡」、二貫目を「出嶋家



表2 十六貫目の払入仕法

年月日	元 利	払 入
[文化3年 正月改]	合17貫408匁 元16貫目 利1貫408匁(子3月~12月迄閏共11ヶ月8朱)	× 3貫508匁 1貫目(横山年賦銀長崎会所より直渡) 2貫目(出嶋家賃銀元払之節役場より直渡) 508匁(八月正月両度に250目宛持出)
[文化4年 正月改]	合12貫823匁2分 残りて元13貫900目 利1貫123匁2分(卯1月~12月迄歩銀)	× 3貫523匁2分 3貫目(横山年賦銀并出嶋家賃銀) 523匁2分(八月正月手元より持出)
文化5年 正月改	合10貫267匁2分 残りて元9貫300目 利967匁2分(正月~12月迄閏共に)	× 3貫567匁2分 3貫目(右同断式口ニ而) 567匁2分(八月正月手元より持出)
文化6年 正月改	合7貫343匁2分 残りて元6貫700目 利643匁2分(正月~12月迄歩銀)	× 3貫543匁2分 3貫目(右同断式口ニ而) 543匁2分(八月正月手元より持出)
文化7年 正月改	合4貫164匁8分 残りて元3貫800目 利364匁8分(正月~12月迄歩銀)	[× 4貫164匁8分] 3貫目(右同断式口ニ而) 1貫164匁8分(八月正月手元より持出済)

〔典拠〕石本文書13467「借用銀仕法払入控」

〔 〕については適宜修正・補足した。

賃銀、元払之節役場へ直渡」となっており、そのほか五百匁前後が毎年二度にわけ「持出」、すなわち自分負担であった。横山年賦銀の内容は不明だが長崎会所から直接、石本家へ渡すことになっており、毎年二貫あるはずの出嶋家賃銀についても、石本家が役所から直接に受け取る仕組みである。負債の担保に出嶋家賃銀があげられている実態が浮かび上がる。

ところで、史料一の(A)によれば、借銀一六貫目は当初、「去冬」すなわち文化元年(二八〇四)冬に、鍛冶屋町の杉山家町屋敷三ヶ所を抵当に仮契約を結ぶようになっていた。しかし、このとき長崎で疱瘡が流行したため、天草石本家の長崎渡海が延引した。その間に杉山は、借用銀の抵当にするはずの町屋敷を、入札のため根証文に差し出して<sup>(1)</sup>いた。そこで長崎石本家は役所へ掛け合い、これを差し止めている。天草石本家より借用銀が到来したのは二月十四日になってであった。

長崎石本家としては、借用銀の抵当をめぐる以上のような経緯があったことから、「是非出嶋屋敷ならてハ不相済、絃屋宗八江茂致面談、此方望之通引当者請取、払入仕法者別帳之通五百目程相減遣、夫々証文請取、天草表江差向候事」

(A)と、杉山が所有する出嶋屋敷を借用銀の抵当に出来るよう、出嶋役人へ働きかけている。

かくして約定と返済計画が策定されたわけだが、杉山家から天草石本家への返済払入は予定通りにはすまなかつた。文化二年七月には、早くも「持出之分及不足」とあって、杉山の自分負担分が不足する事態に陥っていることがわかる。これについて詳しく見ていこう。

#### 史料二

① 同所払入銀当七月持出之分今以払入無之、ひた与催促仕候得共埒明不申、去迎者不速之儀ニ御座候、乍然先達而も申上候通会所渡り横山年賦之分、当四月七月分ニ而メ四百八拾五匁余者私方江引取預り置申候、折角便宜次第差上可申奉存候、いつれ来月御渡海之上御渡シ可申上候、当冬者たとへ自分持出一向無之而茂出嶋家賃銀并右年賦共二者凡弍貫目者可有之、左候得者拾六貫目元銀年賦六百目之分者心遣ひ無之候得共、此方覚語之儀与者乍申、初年分払不足与者余り不埒之次第ニ奉存候、此義ニ付而者いつれ共近内御渡海被下候ハ、得与御相談可申上候間、何卒御渡海之程奉待候、尤来月末十月初頭二者当表御奉行御着之積りニ付、願くハ来月初旬分御神事御見物旁御渡海被下度

史料二は、持出不足が起きた七月の翌々月、文化二年閏八月二十四付にて、長崎石本家から天草石本家へ差し出された書簡の一部分である。<sup>18</sup>この書簡の傍線部①②によれば、杉山の借用銀返済のうち、長崎会所から直接受け取る「横山年賦銀」については、四月分と七月分の合計にして銀四八五匁を、長崎石本家が引き取り預かっている。しかし杉山家の「持出分」については、長崎石本家がひたすら催促しているにもかかわらず返済がなされていない。また、傍線部③からは、杉山家からの「自分持出」が仮になされなくとも、出嶋家賃銀と「横山年賦銀」とで、凡そ銀二貫目が見込まれるため、年賦銀六百目の受け取りは心配ないが、あらかじめ心構えしていたこととは言え、初年から払い不足が生じるとは不都合である、と持出不足を問題視している。

杉山への貸付銀の返済は、長崎石本家が取り扱って来たが、天草石本家では、このような返済銀不足が、近いとはいえ海を隔てた天草と長崎の間で起これば、返済銀の受け取りに支障を来す事態になると考えたようである。史料一の傍線部⑨に「天草分同所江取引有之候儀、於彼表面倒ニ茂相成候ニ付、此方（長崎石本家：引用者注）江引受具候様被申聞候」とあるように、この出来事を機に、天草石本家の杉山家への貸付銀（六貫目年賦と十六貫目払入仕法ともに）が、長崎石本家に引き継がれることになった。

### （3）長崎石本家による杉山借用銀借り受けと金子借用

文化二年七月の「持出」不足を機に、その年の一〇月、杉山への貸付銀は、天草石本家から長崎石本家へ借り受けというかたちで移されることになった。

この件に関して、当初は天草の石本勝之丞が文化二年九月初旬に長崎渡海を要請されていたが、結局、十月に渡海した上で、杉山への調達銀の長崎石本家への引き受けの手続きがなされたことが、史料二の後半部分で確認できる。このとき、天草石本家から長崎石本へ引き渡された関係書類は、「当春用達拾六貫目之証札」一通、「先借六匁之年賦証札」一通、「当春用達拾六貫匁二年賦元銀六貫匁都合式拾貳貫匁引当出嶋屋敷二間極メ則出嶋御役人添証文」一通、「井戸屋方拾六貫匁之銀高当丑年分来ル午年迄仕法払入之小前帳」一冊、「巳年相改り候拾貫匁之根証札」一通、「絃屋宗八分請合候処之書状」一通などであった。<sup>(19)</sup>書類にある井戸屋は杉山家の屋号であると考えられる。また、絃屋宗八とは、出嶋屋敷を借用銀の抵当にすることを認めた出嶋役人の名前だと思われる。

このようにして借用銀を引き継がれることになった長崎石本家の対応を、つぎに見ていこう。ふたたび史料一の傍線部⑩には、「年賦六貫目之内壱貫四百八匁引落シ、残四貫五百九拾貳匁ニ、仕法之口元利拾七貫四百八匁、都合式拾貳貫目ニ致シ、此分当節此方分借り受、一先天草表江持越差引決算ニ致」とある。

これによれば、杉山家が先に借用していた五貫目と、その利分一貫目をあわせた六貫目の年賦については、そのうち一貫四〇八匁を差し引き、その残額に一六貫目払入仕法の元利一七貫四〇八匁を合算した都合二二貫目を、長崎石本家が借り受けた上で、ひとまず収支の残高を出そうとするものであった。そして、傍線部①によれば、「金子三百五拾兩彼方備金之内の借り請」とあり、特に金三五〇兩を天草石本家の備金のうちから、十ヶ年賦で借用したことがわかる。

この金三五〇兩とは何であらうか。つぎにこれを検討しよう。長崎石本家の幸四郎と庄五郎は、文化二年一二月七日付にて金三五〇兩受領の仮証文を発給<sup>(20)</sup>しているが、その添状を見ると、「則別紙請取手形入御覽申候、右払入差引等之儀者、先達而勝之丞様御渡海之節申極之書付差上置候間、いつれ来春唐船出帆相揃候ハ、見合庄五郎代罷出、猶又御相談之上如何様共相成可申奉存候」とある。傍線部によれば、金三五〇兩の返済については、一〇月に天草石本の勝之丞が長崎へ渡海した時に極めた書付がある、と述べられており、金三五〇兩の借り受けが、文化二年一〇月に銀二二貫目を引き受けた時に決まっていたことがわかる。

ここで、金三五〇兩を銀に換算してみよう。石本家文書のなから、文化七年四月二二日の天草における金銀交換が金一兩〓銀六四匁三分でなされている事例を参考に、計算してみると、金三五〇兩は金二二貫五〇五匁となる。この数値が長崎石本家が引き受けた銀二二貫目に近いことは一目瞭然だろう。ここから、長崎石本家は杉山へ貸し付けている銀二二貫目を引き受け、それとほぼ同額にあたる金三五〇兩を天草石本家の備金から拝借したとみることが出来る。

長崎石本家では、この借入金を「本途勘定」には繰り入れず、毎年「別段ニ仕立置」き、雑用などを差し引いた残りを利分として、利分の半分を後年に納める予定とした。そして「払入見極候ハ、一ヶ年三兩五兩程茂天草表江差遣シ置、相応之地所茂有之候ハ、於彼表相調度」と、年に三兩、五兩ほどを天草石本家へ送り、ふさわしい土

地があれば買いたい、と言っている。長崎石本家が天草郡内の地所に関心をよせていることに注目しておく。

長崎石本家から天草石本家への金三五〇両の返済方法については、杉山から長崎石本家への返済次第で、いくつかの選択肢が想定されていた。まず、来年文化三年に、杉山が所持する出嶋屋敷を売却して二二貫目を皆済すれば、長崎石本家にとっては最も算段がやりやすく、天草石本家への返済を済ませ、利分はとらずに勘定する（史料一（E））。または、杉山が出嶋屋敷を売却せずに、年々滞りなく返済していく場合は、返済不足があれば出嶋家賃銀は毎年出嶋にオランダ船が来航すれば一貫七〇〇目を受け取ることが出来るので、今年の杉山からの返済銀三貫目余と来年以降納めすぎる分を貸付へまわし、これをもって毎年金三五両を返済する（史料一（F））。

もしもオランダ船の来航が途絶えるようなことがあれば、貸し付けている銀子を出来るだけ取り立て、それにて勘定する（史料一（G））。また、万が一オランダ船が一、二年欠航したならば、長崎の貸付ほか都合をつけて金三十五両を揃えるけれども、万一の場合は出嶋家賃銀を渡してすべて納める（史料一（H））、としている。

杉山の返済が、オランダ船入港による出嶋家賃銀の収入頼みであることがわかる。

ちなみに表二の計画では文化五年正月改の時点で元利銀一〇貫二六七匁二分となっているが、実際の返済状況をみてみると銀一四貫九九〇匁八朱となっており、杉山から長崎石本家への返済は遅れ気味であったことがわかる。<sup>(22)</sup>

杉山一件を手がかりに、天草石本家と長崎町人の関係を見てきた。<sup>(23)</sup>寛政から文化期、天草石本家では長崎石本家を通して、出嶋商人などの長崎町人への銀の貸付を行っていた。

## 二 長崎町年寄高嶋四郎兵衛の新田開発計画

長崎石本家は、杉山への貸付銀を引き受けるにあたって天草石本家から借りた金三五〇両の返済計画のなかで、

返済銀に余剰があれば天草郡内の土地の買い入れを希望していた。長崎石本家は何故、地所の購入を考えていたの  
であろうか。

つぎのこの点を考えていきたい。そこでまず長崎町人による土地所有の事例を探してみたい。

長崎西浜町の山下雄平は、天草郡壱田村の務右衛門新田と同郡下田村の正作新田を譲り受け所持していたこと  
が、『犯科帳』に見えている。<sup>(24)</sup>これは、山下が所有していた天草郡内右二箇所の新田を修復する際、「百姓共」が証  
文と違えた場所から修復用の土石染柴を採取したことが問題となって、寛政十一年（一七九九）五月十八日付、長  
崎奉行から「急度叱」が申しつけられた事案である。長崎町人山下雄平は、天草郡内の新田を譲り受けた地主であっ  
たことがわかる。

さらに、自ら新田開発を試みる長崎町人がいた。次の史料を見てみよう。これは文化五年（一八〇八）閏六月と  
考えられる天草石本家宛長崎石本家書状である。<sup>(25)</sup>

### 史料三

（前略）<sup>①</sup>当表（長崎…引用者注）年寄高嶋四郎兵衛家来西田敬右衛門与申者、主家勝手向備として新田開発致  
度存寄二而、筑後柳川貞次与申者、兼而開発方之儀相心得居候二付、先月初旬御地江罷越、本渡組之内楠ノ  
浦与申所江相応之新開場有之間、村方江一応承り繕ひ候処、兼而同村ニ茂開発之存寄二而、既ニ庄屋申談入  
用積り等出来居候旨、若開発之所存候ハ、何卒当所江致呉候様との儀二而、村方ニ茂相好候様子ニ付、則取  
積り書等借り請、同村庄屋宗像三郎兵衛殿、当時富岡江相詰被居候間、同所江罷越、年寄を以面談之儀相願  
内存之次第申入候処、得与勘弁之上返答可致間、相待候様との儀二而、翌日右貞次江被申聞候者、昨日之趣  
得与勘弁いたし候処、随分差支無之、願方等若相願候ハ、自分引請世話致遣可申由、則右之趣敬右衛門江宛  
候書状申請来候二付、主人四郎兵衛江申聞候処、田地之儀者後來備專要之儀二付、数ヶ年相合居候得とも、

長崎町人の新田開発・「預ケ銀」と天草石本家

大造之雜費茂相掛儀二付、能々入用積り勘弁之上致掛り可申由、敬右衛門之宗像氏（楠浦村庄屋：引用者注）江当返書茂向置候段、隨而私之儀者兼而尊家江御取遣茂仕候二付、右之趣何分可有之哉、都而天草表之儀者年来当地役筋之茂手入有之候而茂、不行届場所柄二付、自分事与者乍申容易ニ難取掛、品ニ之庄五郎ニ而茂罷越、始末承り合呉候様との儀ニ御座候得共、頃日同人親類共之内大病相煩、何分五六日茂旅行難出来、乍然右者至而差急キ候儀二付、誰そ差上可申候得共、迎茂不行届、且右ニ付而者心事御相談申上度儀有之候ニ付、酷暑之御御苦勞ニ奉存候得共御渡海御頼申候

一御渡海之節楠ノ浦メ切川土手間数并付之見積り得与御問合被下、且先年之尊家御開発被成候節之御書留等御持越、内々江拜見被仰付度、勿論右一條初發貞次申談候節之詛合茂可有御座候二付、極密々ニ被成下、御父子様之外決而御口外被下問敷、猶又楠ノ浦庄屋富岡詰中之儀ニ付、殊二本戸組大庄屋者貴村長岡氏与者御内縁も御座候旨承り及居候二付、前文之趣能々御勘弁、若又彼方右一條御内評ニ茂相成居候儀難計、左候ハ、幸之儀二付、（後略）

傍線部①②③によれば、長崎町年寄高嶋四郎兵衛家の家東西田敬右衛門は、主家高嶋家の家計の備のために天草郡内の新田開発を計画し、柳川の貞次なる人物を天草へ派遣したところ、本渡組楠浦村にふさわしい新開地が見つかった。

このとき、楠浦村側でも開発計画を誘致する動きもあったようである。傍線部⑥からは、長崎地役人による天草郡内の新田開発計画が進行中であることがわかる。<sup>26)</sup>長崎地役人の開発計画との関係はよくわからないが、傍線部⑦は、長崎石本家が関わる楠浦村の開発計画のようであり、計画の見積もりの照会や、天草石本家が以前開発した際の書留を内々に見せて欲しいことなどを伝えている。傍線部⑧⑨⑩の状況からは、楠浦村の開発をめぐる、高嶋四郎兵衛家との競合関係にあったように見られることも出来そうである。

このような新田開発には資金力が必要だった。傍線部④で長崎町年寄高嶋四郎兵衛家は、将来の備えのために新田開発が重要だとしながらも、それには莫大な費用がかかるので、「能々入用積り勘弁之上致掛り可申」と、費用をよくよく計算してよく考えて取り掛かるべきと指摘している。

### 三 長崎石本家の「預ケ銀」

#### (1) 長崎石本家の「預ケ銀」と備意識

長崎町人による、自家の将来への備のための天草郡内の新田開発が、さかんに行われていた様子が見えてきた。つぎに、長崎石本家の「預ケ銀」の実態を見ていき、そこから長崎町人の土地への関心と備意識の背景にせまってみよう。

#### 史料四

##### 預り証文之事

(翻印)

① 一合銀五拾六貫目

但是迄双方差引諸書附可為復古事

右之銀、貴家為備任御相談追々預り置候処相違無御座候、右銀之内地所買入候分并手元貸附之分共、年々作得

②

利銀等仕訳候而者懸ケ所之場所混雜仕候二付、書面之銀子月五朱之積を以年々作之豊凶二不拘、拙者手元分相渡可申候、万一不埒之取計茂有之候ハ、買入之地所御勝手ニ御取計可被成候、尤手元貸附之分者追々地所買入置候様可仕候、且又双方代替之節者証文相改候様申談置候、為後証仍而如件

文化二年

丑九月



天草御領村銀預り主

石本勝之丞(印)

石本次兵衛(印)

長崎

石本幸四郎殿

石本莊五郎殿

阿部鶴次郎殿

右の史料は文化二年(一八〇五)九月に、天草石本家によって書かれた銀五六貫目の預かり証文である。<sup>(27)</sup>これにより、天草石本家が長崎石本家から銀五六貫目を預かったことがわかる。最初に傍線部①「貴家為備任御相談追々預り置」の文言に注目しよう。これによれば貴家すなわち長崎石本家の備として、銀五六貫目を天草石本家が預かっていることがわかる。また傍線部②によれば、預かった銀を地所の買い入れと貸付にまわし、そこから得られる「作得利銀」をまとめて、月五朱すなわち月〇・五%の計算で渡すことにしている。本証文は、但書に「是迄双方差引諸書附可為仮古事」とあるとおり、それまでの両家の取引をまとめて直したものであることがわかる。

天草石本家が、長崎石本家の備えのために銀を預かることがいつ頃始まり、どのように運用されていたのかについて見ていくことが必要となろう。

史料五

①長崎表之儀者異国船渡来之場所二而兎角永久之場所二無之候二付、追々申談候通去ル巳年以來天草郡地方為買入、年々長崎分銀子指送り候分、此節五拾六貫目別札之通天草表向々作得利銀取立高二不拘、月五朱之利銀年々無相違長崎石本江天草表分指送り、猶又長崎表分者年々手元繰合次第銀子差送り、参着之月分五朱之利足

二而天草表石本江預ケ置、是又年々長崎江利銀指送り可申事

右者長崎石本家為備後年之手当いたし置候儀ニ付、譬長崎表代替りニ相成候節、買入有之候地所引当借用、又者正銀請取方等之儀申談候共容易ニ天草表分渡方致間鋪、尤天草表二而故障之筋茂有之候ハ、御領村持地之内銀高相応ニ引当、長崎表江「以下破損」

史料五は、史料四の預り証文が書かれた翌月にあたる、文化二年一〇月にはじまる記録の冒頭部分にある記述である。傍線部①によれば、貿易都市長崎は「異国船」が往来する場所であり、ともすれば長崎の繁栄は永劫には続かない、と理解でき、文化二年という年紀から推察すると、「異国船渡来」は前年の文化元年のロシア使節レザノフを乗せたナジェジダ号の長崎港来航をさしていると考えられる。寛政から文化期において、長崎の繁栄は永劫には続かない、と考える認識が天草石本家によって示されている事例であるが、このような認識を背景として、長崎石本家は天草石本家へ銀を預け、天草石本家では「去ル巳年」、すなわち寛政九年（一七九七）から、地所を買い入れていた、とみることができ。

故に傍線部②では、「長崎石本家為備後年之手当いたし置候儀ニ付、譬長崎表代替りニ相成候節、買入有之候地所引当借用、又者正銀請取方等之儀申談候共容易ニ天草表分渡方致間鋪」とあるように、天草石本家としても、預かった銀は長崎石本家の将来の備えるものとして、たとえ世代交代しても、買い入れた地所を抵当に借用したり、正銀を受け取りたいと相談があった場合も簡単に応じることがあつてはならない、としているのである。<sup>(29)</sup>

## (2) 長崎石本家の「預ケ銀」と利銀

こうして預けられた銀は、天草石本家においてどのように運用され、また長崎石本家には程度の備が出来たのであろうか。表3は文化二年九月から同一〇年までの長崎石本家の「預ケ銀」の推移である。①において文化二年九

月の証文改めの結果、天草石本家は銀五六貫目を預かったことは先述したとおりである。その後、長崎石本家から、同文化二年一月二七日と翌文化三年三月二七日に、それぞれ銀二貫目と五貫目が天草石本家へ預けられている(②、③)。そして文化三年の一月二月にメ、月〇・五%として、①②③の「預ケ銀」の利銀四貫八六〇匁を計上、元利あわせて銀六七貫八六〇匁となっている。

利銀四貫八六〇匁のうち、三貫目は文化三年一月一五日に「預ケ銀」にまわし、残り一貫八六〇匁は正銀とした。その後も、文化四年一月二月、文化六年一月〇月、文化七年一月二月、文化八年一月二月、文化九年一月二月と、天草石本家では原則毎年一月二月にメ(但し文化五、六年は変則)、元利の計算をおこない、利銀の一部をつぎの預けにまわし(表3のなかでは太字で表示した)、長崎石本家からは新たな銀の預け入れもなされた。利銀のうち、一部は正銀にされたようである。

このうち⑩の文化五年九月の「預ケ銀」は一貫九貫目と、その他の場合にくらべて高額であることに気づく。また文化六年一月〇月のメの結果生じた利銀九貫八四七匁五分についてはすべて正銀にされたようである。文化五年九月は、長崎港へイギリス軍船フェートン号が侵入するという事件が発生した直後で、長崎市中の危機意識が高まった時期である<sup>30)</sup>。このような危機意識を背景に、備えのための「預ケ銀」の増額と、利銀の正銀化が意識的に行われた可能性も考えられる。

最終的に文化九年(一八一二)一月二月の時点では、「預ケ銀」は元利一二五貫六一〇匁となっている。この表を見る限りにおいては、文化二年九月から同九年一月二月までの七年二ヶ月の期間で、「預ケ銀」は五六貫目から一二五貫六一〇に倍増している。

表3 長崎石本家から天草石本家への預ケ銀

	請取年月日	預ケ銀	利	銀	メ年月日	メ銀高	備	考
①	文化2年9月	56貫(証文改)	4貫480匁					
②	文化2年12月27日	2貫	130匁(文化2年12月～文化3年12月迄13ヶ月分)		文化3年12月	67貫860匁		利銀4貫860匁のうち、 <b>3貫</b> は文化3年12月15日指送に相成候銀子引合直に渡す。1貫860匁は同日に正銀指向
③	文化3年3月27日	5貫	250匁(文化3年3月～文化3年12月迄10ヶ月分)					
④		63貫	3貫780匁(文化4年1月～文化4年12月迄12ヶ月分)					
⑤	文化3年12月15日	<b>3貫</b>	195匁(文化3年12月～文化4年12月迄3ヶ月分)		文化4年12月	72貫550匁		利銀4貫50匁のうち、 <b>2貫500匁</b> は文化4年12月15日指向に相成候銀直に引合渡す。1貫550匁は文化4年12月21日正銀指向
⑥	文化4年7月8日	2貫500匁	75匁(文化4年7月～文化4年12月迄6ヶ月分)					
⑦		68貫500匁	7貫877匁5分(文化5年1月～文化6年10月迄23ヶ月分)					
⑧	文化4年12月15日	<b>2貫500匁</b>	300匁(文化4年12月～文化6年10月迄24ヶ月分)					
⑨	文化5年7月3日	3貫500匁	280匁(文化5年7月～文化6年10月迄16ヶ月分)		文化6年10月	107貫347匁 5分		利銀9貫847匁5分は文化6年11月に是地に於て正銀指向
⑩	文化5年9月19日	19貫	1貫330匁(文化5年9月～文化6年10月迄14ヶ月分)					
⑪	文化6年7月28日	4貫	60匁(文化6年7月～文化6年10月迄4ヶ月分)					
⑫		97貫500匁	6貫825匁(文化6年11月～文化7年12月迄14ヶ月分)					
⑬	文化6年12月18日	2貫	120匁(文化7年1月～文化7年12月迄12ヶ月分)		文化7年12月	112貫128匁		<b>7貫</b> は文化8年1月御相談に及び利銀の内相渡直引請候分。128匁は文化8年1月又次郎を以指送候分
⑭	文化7年4月21日	5貫464匁5分	218匁5分(文化7年5月～文化7年12月迄8ヶ月分)					
⑮		105貫						
⑯	文化8年1月	<b>7貫</b>	6貫720匁(文化8年1月～文化8年12月迄12ヶ月分)		文化8年12月	118貫720匁		6貫500匁は文化8年12月に御相談仕、利銀の内相渡、引継引請候分。220匁は文化8年12月に義助を以指送候分
⑰		112貫						
⑱	文化8年12月	6貫500目	7貫110匁(文化9年1月～文化9年12月迄12ヶ月分)		文化9年12月	125貫610匁		15貫610匁は文化10年3月10日渡す

(典拠) 石本家文書4600所収「利銀指送候書留」

表4 長崎石本家「預け銀」からの地所買入状況

	期 間	銭高 (19文銭)	摘 要	参照「預け銀」高
①	寛政9年～ 文化2年6月	銭205貫665匁 銭107貫916匁4分	田畑山野塩浜買入置候分 手元へ融通為致置候ニ付追々地 所買入可申候	文化2年9月改、銀56貫目
②	文化2年7月 ～12月	銭5貫150匁		文化2年12月27日、銀2貫目
③	文化3年	銭46貫220匁		文化3年3月27日、銀5貫目
④	文化4年	銭47貫550匁		文化3年12月15日、銀3貫目 文化4年7月8日、銀2貫500目
⑤	文化5年	銭145貫920匁 銭75貫	御領村仙右衛門請寄買請候分	文化4年12月15日、銀2貫500目 文化5年7月3日、銀3貫500目 文化5年9月19日、銀19貫目
⑥	文化6年	銭33貫610匁		文化6年7月28日、銀4貫目
⑦	文化7年	銭22貫740匁	残而6貫462匁9分	文化6年12月18日、銀2貫 文化7年4月21日、銀5貫464匁5分

(典拠) 石本家文書7569-3「覚」

「参照「預け銀」高」については、表3の「預け銀」より引用。

### (3) 天草石本家の預り銀の運用

最後に「預け銀」の運用について検討しよう。天草石本家では、預かった銀を地所の買入れと貸付にまわしたことは、史料四の傍線部②で見たとおりである。ここでは、「預け銀」による地所買入れ状況をみてみよう。表4は寛政九年から文化七年までの、年ごとの地所買入れ銭高をまとめたものである。参照のために年ごとに「預け銀」高を併記してみた。

地所の買入れは銭立てである。①の二口は、寛政九年から文化二年六月までの銭高とあり、合計すると三三三貫五八一匁四分になる。これを銀高に換算してみよう。天草地域では銭匁勘定の一九文銭が通用していたので、まず三一三貫五八一匁四分に一九を乗じ、それを仮に一〇六・五文替で逆算(割る)すると銀五五貫九四匁余となる(一〇六・五文替の根拠は、石本家文書をみると、文化二年から同五年あたりでは、一〇六文から一〇七文替の事例が多いことを参考としたものである)。これは、文化二年九月改証文にある銀五六貫目(参照「預け銀」高)に近い値である。

つまり、天草石本家では、寛政九年から文化二年六月の間

に、一九文銭三三貫五八一匁四分（銀五六貫目、一〇六・五匁替）のうち、二〇五貫六六五匁分の田畑・山野・塩浜を買い入れ、残り一〇七貫九一六匁四分については手元融通として所持しておき、しだいしだいに地所を買い入れた。長崎石本家から預かった銀高の約三分の二を地所買い入れにあて、残り三分の一を手元融通所持としているのである。

表4の②から⑦までの、年ごとの地所買い入れ銭高と、②から⑦の参照「預け銀」高に示した年ごとの長崎石本家からの預け入銀高に特に相関を見いだすことはできないため、地所買い入れは預け入れに規定されているわけではないと言えよう。

なお、文化五年の地所買い入れが、前後の年にくらべ多くなっているのは、やはり前項で指摘したフェートン号事件後の危機意識の高まりによる「預け銀」増に対応して、地所を買い増した結果であると考えておきたい。

### おわりに

寛政から文化期にかけて、長崎石本家による、天草石本家への貸付銀とその運用による天草郡内の土地集積のありかたを具体的に見てきた。これまで述べてきたことを簡単にまとめておこう。

長崎平戸町乙名石本家による天草郡内の田地の買い入れと経営に、重要な役割を果たしたのは天草郡御領村の豪商石本家であった。天草郡御領村の豪商石本家は、一八世紀後半から、長崎との取引関係を持ち、寛政から文化期にかけて、長崎町人への銀の貸付をおこなっていた。とくに平戸町乙名石本家とは、寛政から文化期による杉山茂兵衛（井戸屋）への貸付銀の取り立てを引き受け、さらに貸付銀を引き継ぐなどの関係を有していた。そのような両家の関係のなかで、長崎石本家が自家の備えとするために銀を預け、天草石本家は預かった銀を天草郡

内の地所の買入にまわしていたのである。なお、買入れられた田地の経営については、天草石本家の観点からも見ていく必要を感じている。これについては改めて検討していきたい。

長崎町人が、自家の将来の備とするため土地への関心をもった背景には、寛政から文化期における、貿易不振や異国船来航といった貿易都市長崎が抱えていた問題があったと考えることが出来る。徳川幕府が、長崎の「永統」「永久」の繁栄のために貿易制限をすすめるなか、天草石本家にみられた認識では、長崎は「異国船」が往来する場所であり、ともすれば長崎の繁栄は「永久」には続かないというものであった。フェートン号事件の起こった文化五年の長崎石本家の「預ケ銀」額と、天草石本家による地所買入れ銭高が、前後の年に比べて突出している現象も、このような認識を裏付けるものと考ええる。

当該期の長崎町人の新田開発については、本論のなかでも少し触れたが、この時期、長崎地役人らによる備仕組みが模索されている。これについては別の機会に論じることにはしたい。

## 註

- (1) 国内外の情勢変動にともなう、長崎貿易の不振や長崎港への異国船侵入事件など。最新かつ最も包括的な研究として横山伊徳『日本近世の歴史五 開国前夜の世界』（吉川弘文館、二〇一三年）を挙げておきたい。
- (2) 木村直樹「寛政二年貿易半減令の再検討」、『幕藩制国家と東アジア世界』（吉川弘文館、二〇〇九年）二二八・二一九頁。
- (3) 石本家文書は、昭和二八年に九州大学が寄贈をうけ、共同研究「天草郡御領村石本家の研究」（『九州文化史研究所紀要』三・四号、一九五四年）によって研究がスタートし、二〇〇五年に目録が完成した。梶嶋政司「九州文化史研究所の天草研究」（『九州大学附属図書館付設記録資料館ニュースレター』八、二〇一四年）参照。
- (4) 楠本美智子「近世商品流通に関する一考察」、『九州文化史研究所紀要』四六、二〇〇二年。

- (5) 秀村選三「石本家の経営形態に関する一考察」、『九州文化史研究所紀要』三・四号、一九五四年。
- (6) 大村要子「近世長崎に於ける貿易業」、『九州文化史研究所紀要』三・四号、一九五四年。
- (7) 松本文庫三六九「覚書(石本家由緒)」(九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)
- (8) 中村前掲書二一〇―二一四頁。
- (9) 松本文庫一一「書簡抜書」(九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)
- (10) 楠本美智子「近世商品流通に関する一考察」九五頁。
- (11) 楠本美智子「近世中期の天草石本家の経営」(『九州文化史研究所紀要』四五、二〇〇一年) 八二頁。
- (12) 石本家文書二三七七〇「長崎表杉山取替申極書」(本論文で利用した石本家文書はすべて九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)
- (13) 楠本美智子「近世商品流通に関する一考察」九四・一〇二頁。
- (14) 伊勢屋村上家については、馬場誠以来の研究があるが、ここでは、水原正亨「近世長崎における両替商の出自について——「伊勢屋」の研究——」(『彦根論叢』一七六・一七八号、一九七四年八月)、小山前掲書一〇〇―一〇四頁などを参照した。
- (15) 石本家文書二六六六「長崎伊勢屋分取組遣候為替銀請取書付」
- (16) 楠本美智子「近世商品流通に関する一考察」九五頁。
- (17) 根証文については、中村前掲書、小山前掲書などを参照。
- (18) 石本家文書二六三八「書状」
- (19) 石本家文書二三七六九「書状」
- (20) 石本家文書一八一七六一―二
- (21) 石本家文書一八一七六一―
- (22) 石本家文書一三四七二「取究書」
- (23) 杉山一件にかかわる借銀はこのほか、文化二年七月二日には、長崎石本家が杉山家へ貸していた三貫目と、絃屋宗八が杉山へ貸した三貫目の都合六貫目について、先述の十六貫目と同様の返済方法にたく、長崎石本家より天草石本家へ相談した結果、飛船で天草より長崎石本家へ三貫目が到来した(8)。しかしこの仕法は結局「杉山方些」次第有之、

長崎町人の新田開発・「預ケ銀」と天草石本家



長崎町人の新田開発・「預ケ銀」と天草石本家

右六貫目披談<sup>(仮)</sup>」となったようである (B)。

(24) 森永種夫編『犯科帳』第五卷 (犯科帳刊行会、一九五九年九月) 三二七・三二八頁。

(25) 石本家文書二六六三「書状」

(26) これに関して、長崎石本家が明治五年に書いた由緒のなかに、「寛政年中長崎表唐紅毛交易商法改革二付、旧幕府分申論有之候者、元来長崎港之儀、異国交易之融通を以、上下共活計罷在候得共、時勢ニ随ひ交易之通変化いたし候茂難計、左候時者、反的及渴命候外無之ニ付、兼而銘々其辺及覚悟可仕旨ニ而、専産業之世話有之、文化三 (五カ) 辰年ニ到、長崎市中備金出来、天草郡下田村ニおひて新田相調候 (松木文庫三六九「覚書 (石本家由緒) 」) とある。寛政二年の貿易半減令にふれつつ、長崎市中備金の創設と天草下田村の新田開発について言及した大変興味深い内容の史料であるが、辰年を文化三年とするなど、間違いもあり、内容については吟味が必要である。関係史料との整合性もふくめ、今後の課題としておきたい。

(27) 石本家文書七五六九一「預り証文之事」

(28) 石本家文書四六〇〇「恩義」。内容はおもに長崎石本家と天草石本家との間での預け銀のやりとり、運用に関する記録。

(29) なお、寛政九年にはじまる理由については、天草郡では寛政八年に百姓相続方仕法が施行されていることと関連があると思われる。石本家における百姓相続方仕法の影響については、服藤弘司「石本家と寛政八年の「百姓相続方仕法」 (九州文化史研究所紀要) 三・四号、一九五四年)。

(30) フェートン号事件については、梶嶋政司「フェートン号事件と長崎警備」 (九州文化史研究所紀要) 五〇、二〇〇七年一〇月)。フェートン号事件後、長崎市中では町乙名を中心に自衛意識がたかまり、備銀の計画がたてられた。これについては別稿を期したい。

(31) 楠本美智子「近世中期の天草石本家の経営」 (九州文化史研究所紀要) 四五、二〇〇一年三月) などを参照。